

三重県公共工事共通仕様書令和2年8月制定
令和2年11月一部改定

◆第1編 共通編 P 1～5
◆第3編 土木工事共通編 P 5～6

◆第14編 植栽工編 P 6～7

| 令和2年8月制定（現行） | 令和2年8月制定令和2年11月一部改定（改定案） | 改定主旨 |
|---|---|-------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-33 交通安全管理</p> <p>13. 交通管理</p> <p>受注者は、安全管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。</p> <p>(1) 交通規制及び標識</p> <p>省略</p> <p>(2) 交通誘導警備員</p> <p>① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。</p> <p>② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1-33 交通安全管理</p> <p>13. 交通管理</p> <p>受注者は、安全管理については、以下によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。</p> <p>(1) 交通規制及び標識</p> <p>省略</p> <p>(2) 交通誘導警備員</p> <p>① 受注者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、その配置位置、条件を施工計画書に記載し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。</p> <p>② 受注者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料・機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。</p> | <p>令和3年1月7日より公安委員会認定路線が変更となるため。</p> |

| 令和2年8月制定（現行） | 令和2年8月制定令和2年11月一部改定（改定案） | 改定主旨 |
|---|--|------|
| <p>また、法律または公安委員会認定路線及び、関係機関から指示された場合は1規制につき、交通誘導警備員のうち1人は有資格者としなければならない。</p> <p>④ 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の資格証の写しを保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。</p> <p>⑤ 受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p> <p>但し、道路交通法80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。</p> <p>路 線</p> <p>1 一般国道1号</p> <p>2 一般国道23号</p> <p>3 一般国道25号</p> <p>4 一般国道42号</p> <p>5 一般国道163号</p> <p>6 一般国道165号</p> <p>7 一般国道166号</p> | <p>また、法律または公安委員会認定路線及び、関係機関から指示された場合は1規制につき、交通誘導警備員のうち1人は有資格者としなければならない。</p> <p>④ 受注者は、有資格者の配置にあたっては、公安委員会の資格証の写しを保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するものとする。</p> <p>⑤ 受注者は、有資格者が配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者としてすることができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p> <p>但し、道路交通法80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。</p> <p><u>公安委員会認定路線</u> <u>令和3年1月6日迄</u></p> <p>路 線</p> <p>1 一般国道1号</p> <p>2 一般国道23号</p> <p>3 一般国道25号</p> <p>4 一般国道42号</p> <p>5 一般国道163号</p> <p>6 一般国道165号</p> <p>7 一般国道166号</p> <p>8 一般国道258号</p> | |

| 令和2年8月制定（現行） | 令和2年8月制定令和2年11月一部改定（改定案） | 改定主旨 |
|--|--|------|
| <p>8 一般国道 258 号 9 一般国道 260 号 10 一般国道 306 号 11 一般国道 365 号 12 一般国道 421 号 13 一般国道 477 号 14 県道四日市楠鈴鹿線 15 県道四日市鈴鹿環状線 16 県道津関線 17 県道久居美杉線 18 県道松阪久居線 19 県道伊勢磯部線 20 県道鳥羽松阪線 21 県道宮妻峽線 22 県道松阪第 2 環状線 23 県道上海老茂福線 24 県道上浜高茶屋久居線 25 県道四日市菰野大安線</p> <p>（参考）平成 27 年 3 月 17 日付け三重県公安委員会告示第 27 号（平成 27 年 9 月 17 日施行）</p> | <p>9 一般国道 260 号 10 一般国道 306 号 11 一般国道 365 号 12 一般国道 421 号 13 一般国道 477 号 14 県道四日市楠鈴鹿線 15 県道四日市鈴鹿環状線 16 県道津関線 17 県道久居美杉線 18 県道松阪久居線 19 県道伊勢磯部線 20 県道鳥羽松阪線 21 県道宮妻峽線 22 県道松阪第 2 環状線 23 県道上海老茂福線 24 県道上浜高茶屋久居線 25 県道四日市菰野大安線</p> <p>（参考）平成 27 年 3 月 17 日付け三重県公安委員会告示第 27 号（平成 27 年 9 月 17 日施行）</p> <p><u>令和 3 年 1 月 7 日以降</u> <u>路 線</u> <u>1 一般国道 1 号</u> <u>2 一般国道 23 号</u></p> | |

| 令和2年8月制定（現行） | 令和2年8月制定令和2年11月一部改定（改定案） | 改定主旨 |
|--------------|--|------|
| | <p>3 一般国道 25 号</p> <p>4 一般国道 42 号 三重県の全域（平成 31 年 4 月 1 日に路線名が変更された旧一般国道 42 号区間（一般国道 166 号（松阪市大黒田町 722 番地 1 先から松阪市小津町 601 番地先までの間）及び県道松阪多気線（松阪市大黒田町 722 番地 1 先から松阪市八太町 583 番地 2 先までの間）を含む。))</p> <p>5 一般国道 163 号</p> <p>6 一般国道 165 号</p> <p>7 一般国道 167 号</p> <p>8 一般国道 258 号</p> <p>9 一般国道 368 号</p> <p>10 一般国道 421 号</p> <p>11 一般国道 477 号</p> <p>12 県道桑名東員線</p> <p>13 県道四日市楠鈴鹿線</p> <p>14 県道上海老茂福線</p> <p>15 県道鈴鹿環状線</p> <p>16 県道辺法寺加佐登停車場線</p> <p>17 県道津関線</p> <p>18 県道津芸濃大山田線</p> <p>19 県道上浜高茶屋久居線</p> <p>20 県道松阪第 2 環状線</p> <p>21 県道鳥羽松阪線</p> | |

| 令和2年8月制定（現行） | 令和2年8月制定令和2年11月一部改定（改定案） | 改定主旨 |
|--|--|-------------------------------|
| | <p>22 県道伊勢磯部線</p> <p>23 県道伊勢南島線</p> <p>24 桑名市道坂井多度線</p> <p>25 四日市市道子西八王子線</p> <p>26 四日市市道赤堀小生線</p> <p>27 四日市市道西新地久保田線</p> <p>28 四日市市道四日市中央線</p> <p>29 四日市市道笹川環状1号線</p> <p>（参考）令和2年7月7日付け三重県公安委員会告示第79号（令和3年1月7日施行）</p> | |
| <p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>11. コンクリートの配合</p> <p>14)（*12）（海岸）根固めブロック10t未満については、22（河川）根固めブロックを準用するものとする。</p> | <p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>11. コンクリートの配合</p> <p>14)（*12）（海岸）根固めブロック10t未満については、19（河川）根固めブロックを準用するものとする</p> | |
| <p>第3編土木工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>3-1-1-9 工事完成図書納品の納品</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 工事完成図</p> <p>3. 未制定</p> <p>4. 電子成果品及び紙の成果品</p> | <p>第3編土木工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>3-1-1-9 工事完成図書納品の納品</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 工事完成図</p> <p>3. 未制定</p> <p>4. 電子成果品及び紙の成果品</p> | <p>地盤情報の収集と利活用の運用を開始するため。</p> |

| 令和2年8月制定（現行） | 令和2年8月制定令和2年11月一部改定（改定案） | 改定主旨 |
|---|--|---------------------|
| <p>5. 未制定</p> <p>6. <u>未制定</u></p> | <p>5. 未制定</p> <p>6. 地質調査の電子成果品等</p> <p><u>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</u></p> <p><u>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書の第 118 条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p> | |
| <p style="text-align: center;">第 14 編 植栽工編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 植栽</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成 28 年 6 月）</p> <p>日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説（平成 21 年 2 月）</p> <p>建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針（平成 7 年 9 月）</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成 28 年 3 月）</p> | <p style="text-align: center;">第 14 編 植栽工編</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 植栽</p> <p style="text-align: center;">中略</p> <p>第 2 節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年 7 月）</p> <p>日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説（平成 21 年 2 月）</p> <p>建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針（平成 7 年 9 月）</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（平成 28 年 3 月）</p> | <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> |

| 令和2年8月制定（現行） | 令和2年8月制定令和2年11月一部改定（改定案） | 改定主旨 |
|---|---|------|
| <p>第3節 植栽工</p> <p>14-1-3-14 壁面緑化施設工</p> <p>1. 壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び規格は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、設計図書によるものとするほか、14-1-3-15 柵工の規定による。</p> <p>3. 受注者は、壁面緑化パネルの施工については、設計図書による。</p> <p>4. 受注者は、登はん補助資材の施工については、設計図書による。</p> <p>5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については「公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）及び「公共建築標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成28年3月）の規定による。</p> | <p>第3節 植栽工</p> <p>14-1-3-14 壁面緑化施設工</p> <p>1. 壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び規格は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、設計図書によるものとするほか、14-1-3-15 柵工の規定による。</p> <p>3. 受注者は、壁面緑化パネルの施工については、設計図書による。</p> <p>4. 受注者は、登はん補助資材の施工については、設計図書による。</p> <p>5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については「公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）及び「公共建築標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省、平成31年4月）の規定による。</p> | |